

平成 20 年 度

定期監査(学校監査<施設監査・第Ⅱ期>)

結果報告書

平成 21 年 2 月

豊 島 区 監 査 委 員

20豊監発第100号
平成21年3月2日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員	山	木	仁
同	寺	澤	隼人
同	鳴	川	智久
同	中	田	兵衛

平成20年度定期監査（学校監査＜施設監査・第Ⅱ期＞）の結果について

平成20年度定期監査（学校監＜施設監査・第Ⅱ期＞査）の結果について、地方自治法第199条第9項の規定により、別添のとおり提出いたします。

平成20年度定期監査（学校監査＜施設監査・第Ⅱ期＞）結果報告書

第1 監査の対象部局

[教育委員会]

1 小学校（11校）

駒込小学校、巣鴨小学校、西巣鴨小学校、朋有小学校、池袋第一小学校、池袋第二小学校、池袋第三小学校、長崎小学校、要小学校、椎名町小学校、千早小学校

2 中学校（4校）

駒込中学校、巣鴨北中学校、西巣鴨中学校、千川中学校

3 幼稚園（2園）

西巣鴨幼稚園、池袋幼稚園

第2 監査実施期間

事務監査 平成20年10月27日（月）～11月26日（水）

監査委員監査 平成20年12月 8日（月）～12月16日（火）

第3 監査の観点

平成20年度財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について、平成20年度監査実施計画に基づき実施した。

第4 監査の方法

監査をより効率的、効果的に進めるために、監査委員事務局職員による関係書類及び帳簿等の事務監査を先行して実施し、事務監査の結果を踏まえて監査委員監査を実施した。監査委員監査においては、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、監査委員が校長より概要説明を聴取し、質疑応答を行った。

その後、施設を視察し、管理状況等について監査した。

第5 監査の結果

事務の執行状況、施設の管理状況のいずれについても特に文書により指摘すべき事項は認められなかった。事務監査の際、事務処理方法等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については速やかに対応されたい。

第6 監査結果による改善措置の報告

監査の結果に関する報告は前項のとおりであるが、地方自治法第199条第10項の規定により、次項以降のとおり要望・意見を申し添える。

なお、要望事項の具体的事例については、別途監査委員事務局長名で通知する。

また、改善等の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

第7 要望

1. 私費会計の管理について

各学校では、保護者より教材費や給食費等の私費を徴収し、業者へ支払を行う私費会計がある。

この私費会計の管理に関しては、昨年度の監査結果において、公金と同様に預金による安全管理の徹底を要望したところである。これに対して、教育委員会からは監査結果を踏まえて各学校に対し、私費会計の適正な管理を求める通知により、その周知徹底を図った旨の措置状況報告がされている。

今回の監査において、全体として多額の現金を長期間保管することのないよう支払い予定日を考慮した集金日設定など、概ね適正な管理が行われているが、小学校6校、中学校1校については、未だ、集金した現金を預金せず学校内に保管をしているなどの不十分な処理が見受けられた。

集金をした現金については、速やかに必要な支払事務処理を行うとともに、その保管は金融機関への預金により適正な管理を徹底されることを改めて要望する。

2. 学校施設の維持管理・安全管理について

本区では、「豊島区立小・中学校改築計画」によれば、現在の豊島区立小・中学校31校のうち、28校が今後15年間で築50年を経過するという状況であるため、学校施設の老朽化の急速な進行に伴い校舎の改築を計画的に進めているところである。このような状況の中で各学校においては、改築までの施設の適切な維持管理を図りながら、必要な教育環境の維持、施設の安全管理を行なう必要性がある。

今回の監査においても、昨年度の要望事項と同様に、施設・設備面での改善が必要と思われる事例が見受けられたことから、予算措置状況も踏まえ、特に児童・生徒の安全管理に関わる事項については、各校とも十分な点検を実施し、引き続き、計画的に必要な改善を図られたい。

第8 意見

1. 学校の適正規模・適正配置について

本区では、平成9年1月に「豊島区立小・中学校の適正化 第一次整備計画」を策定し、本計画に基づき平成18年度までに小学校29校を23校に、中学校13校を8校に統合した。平成20年度には、引き続き、平成29年度までの改築校のうち適正配置の実施が可能な池袋本町地区の学校に限定した「豊島区立小・中学校の適正化 第二次整備計画」及び平成49年度までの30年間に28校の改築を進める「豊島区立小・中学校改築計画」を策定し、取り組んでいるところである。

しかしながら、今回の監査対象校の西巢鴨小学校や長崎小学校等は、各学年とも単学級の状況である。このように「豊島区立学校の適正規模等に関する審議会」の答申で示されている適正規模の基準に満たない小規模校が、学校の位置や通学区域等による課題があるとはいえ、現在でも小・中学校合わせて9校ある。

学校の適正規模・適正配置については、「子どもスキップ」及び「区民ひろば」の整備など関係施策や学校改築等の経費負担に多大な影響があることから、将来の児童・生徒数の動向、予測等の適正規模等に係わる状況を常に的確に把握しながら、整備計画を検証し必要な対応に努められたい。

2. 子どもスキップ・放課後子ども教室の整備・充実について

現在、「子どもスキップ事業」を実施している小学校区は22校のうち14校区であるが、残り8校区については未実施である。そのうち平成21年度に清和小学校区、22年度は仰高小学校区にそれぞれ「子どもスキップ」の設置を予定しているが、それ以外の6小学校区は平成23年度以降の設置予定とし今後の検討とされている。

昨年9月、子どもスキップの実施校の保護者対象に実施した「子どもスキップ・放課後子ども教室に関するアンケート」の調査では、「校内のため安全・安心である」「放課後子ども教室等の事業はいろいろ体験でき継続を期待する」など多くの保護者から「子どもスキップ事業」に対して高い評価と信頼を得ている結果となっている。

また、今回の監査において、小学校の入学の際、小学校に「子どもスキップ」があるか否かが隣接校選択制による保護者の学校選択の重要な要素のひとつとなっているとの説明がなされた。

これらの結果は、「子どもスキップ事業」の実施校において、「子どもスキップ事業」及び「放課後子ども教室事業」が学校側の十分な理解と協力を得ながら実施されるなど、両事業の円滑な運営による成果であると考えられる。

一方、「子どもスキップ事業」の未実施校においては、児童館による事業があるものの、「放課後子ども教室」が未実施である。このままの状況が長く続く場合、児童の放課後対策の事業において、地域により差が生ずることが憂慮される。

これまで、3年間にわたる「子どもスキップ事業」及び「放課後子ども教室事業」

実施の成果等を踏まえ、今後とも、全小学校区域での「子どもスキップ」「放課後子ども教室」の実施に向けて、区と教育委員会及び各学校との一層の連携と協力体制を構築し、未実施校における校内の設置場所確保の積極的な検討などの条件整備を図るとともに実施校における事業内容の充実等に努められたい。

3. 教員の研修・研究体制の充実について

区立小・中学校においては、団塊世代の教員の大量退職により、若い世代の教員の割合が増加している。一方、平成18年度に教育委員会が実施した「豊島区立学校保護者等意識・意向調査」では、児童・生徒の基礎学力の向上や教員の指導力向上について、多くの保護者からの強い要望結果が出ている。

これらの状況を踏まえ、現在、教育委員会及び各学校において、教職経験や職層に応じた研修等により、教員の指導力向上や児童・生徒の基礎学力の向上に向けたさまざまな取り組みがなされているところである。

今後も若い世代の教員の割合が増えていくことが見込まれることから、教員活動の実践を通じた人材育成を推進していくために、区教育委員会及び学校内部の研修・研究を充実させるとともに、外部教育機関等への研修・研究にも参加しやすい環境整備が必要である。

以上のことから、学校の教員の資質・能力の向上に向けた研修・研究体制の一層の充実に取り組まれたい。

また、各学校における各科目の教育研究活動の成果については、全体をとりまとめた冊子を作成し、学校全体でその成果の共有化を図るなど指導力の向上に向けた取り組みをされたい。

4. 学校図書館（図書室）の充実について

本区では、地域ボランティアの協力を得ながら各小・中学校では、児童・生徒が利用しやすい学校図書館（図書室）を目指して図書の整理等を行なっている。平成17年度に「スクールライブラリー活性化5か年計画」を策定し、学校図書館（図書室）の蔵書数の増加及び図書室の整備を進めてきた。さらに、平成20年度からは「スクールライブラリー活性化事業」により児童・生徒が読書に親しみ、必要な情報を得る場として学校図書館（図書室）運営の充実を図るため、各小中学校、幼稚園に必要な図書経費を確保し、蔵書を充実させるとともにアドバイザーを派遣するなど取り組んでいるところである。

しかし、図書資料や蔵書数が少ないなどの蔵書整備が不十分な状況が見受けられる。

今後、学校図書館（図書室）を有効に活用した学習活動や子ども読書活動を積極的に進めていくためには、蔵書の充実と学校図書館（図書室）の環境整備を一層推進するとともに、保護者や地域ボランティアの協力による、学校図書館（図書室）運営の充実に取り組まれたい。さらに、区立図書館との連携や協力体制についても一層取り組まれたい。

5. 学校の緑化について

本区では、平成20年度を「環境都市づくり・元年」と位置づけ、低炭素地域社会の実現に向けてさまざまな事業を展開している。高密都市の本区にとっては、区立学校は区内の貴重な環境資源とも言える。

そして、この学校を資源として十分に活用するため、平成21年度には、「学校の森」植樹の実施が「グリーンとしま」を再生するキックオフイベント事業の中心事業として予定されている。

学校の緑化としては、これまでも、高松小学校を第一号とした校庭の芝生化の計画的な取り組みや、池袋第三小学校、駒込小学校などのように学校のデッドスペースを活用して、接道部を開放・整備した遊歩道や広場をつくるなど、地域と協働で取り組み、地域に根ざした先駆的な緑化事業も行なわれてきたところである。

今後とも、「学校の森」計画などの全区的観点での地域の緑化に取り組むとともに、各学校における屋上緑化やデッドスペースを活用した学校の緑化などについても、各学校が創意工夫をこらし、関係部局との緊密な協力のもと積極的に取り組まれない。